

『住みよいまち』づくりに

都市計画税

を



発行・編集 春日市役所市長公室 電話(501)1131

特集

子どもたちのために「住みよいまち」を (2面)
都市計画税の創設を議会に提案 (2面)
「都市計画税」早わかり問答 (3/6面)
都市計画税の計算はこうして (6面)

春日市を住みよいまちにして

子どもたちの手に

引き継ぎましよう

私たちが、現在、住んでいます春日市はずっと昔から「住みよい土地」でした。

このことは、中央公民館の収蔵庫に展示されている沢山の出土品や古い記録を調べるまでもなく、また、おとしよりの話を聞いても、すぐうなずけますし、緑ゆたかで、水にも恵まれた住みよい「森と川」の集落だったようです。

「住みよい」条件は、今でも変わらないのと、福岡市の南部に隣接しているため、わが春日市は福岡都市圏の住宅都市として目覚ましい発展をとげてきました。

それだけに、現在では、わずか14・26平

方、の狭い市域にも万人ちかい人口をかかえ、都市化の波を、まともに受けて、

水資源の不足・交通ラッシュ・失われていく自然・水質汚濁などのいろいろな問題が発生し、市はこれら諸問題の解決に取り組んで「住みよい春日市」に返そうと、いま懸命です。

これらの問題の解決には、市民みなさんのご理解と協力がなければ困難ですし、春日市を「住みよいまち」にして、子どもから孫たち、さらに次の世代に渡すことは私たちが市民の大切な仕事です。

都市基盤の整備は

市民の強い要請

市長 亀谷

市は春日市を、より「住みよいまち」にするため公園・下水道・街路の新設など都市計画事業の自主財源づくりを都市計画税の創設を考え、9月の市議会に提案しました。

市議会では、都市基盤を整備するため、自主財源の必要性については十分、理解していますが、新税の創設だけに、慎重

を期し、継続審議を行っていきます。

亀谷市長は「公園、下水道など都市基盤の整備充実が、市民の強い要請であり、市民の意識調査の結果によっても、その要請は強く、これにこたえるためにも自主財源の確保がぜひ必要です。」と、都市計画税の創設の提案理由を次のように説明しました。

市長の提案理由せつめい

本年度においても、無政方針の3本柱の一つ



こんな道路がもっと欲しい(グリーン・ベルトもきれいになった防火道路)

になっっています生活環境の整備のなかで、公園・下水道など都市基盤の整備は市民の強い社会的な要請となっているのが実体です。

本年3月、西日本新聞社による春日市民の意識調査の結果によりまして、公園・下水道などの整備要請が34%を占めて最高でした。

都市基盤の整備の基幹である都市計画事業は、巨額の経費を必要とするとともに、長期にわたる整備事業であるため長期的に、かつ安定した財政の健全化が望まれます。

そこで、市民の、このような要請にこたえるため、自主財源を確保して積極的に事業を推進していくことができるよう、都市計画税を創設したいと考えました。議会のご審議と、市民のご理解ご協力をお願いいたします。

都市計画税 早わかり

新税をお願いする理由

問い 市の台所も、あまり楽な方ではないようですが、ここにきて「都市計画税」を課税しなければならなくなった理由について。

おこたえ まちを住みよくし、快適な市民生活を毎日、送っていただくためにも、公共下水道や道路、都市公園の増設など都市計画事業が必要なのは、すでにお解りいただいていると思いますし、市でも公共下水道事業をはじめ道路・公園の整備にはかなりの事業費を予算に組んで、事業をすすめてきました。ところが、石油ショック以降、市

このままでは、市民みなさんの生活環境の整備は、あまり進みません。一例を公共下水道事業にとってみましょう。

市内の河川や溝をきれいに、みな

の税収の伸びが続いたところへ、国の税制抑制政策と物価の高騰、とくに資材類の値上がりなどのダブルパンチが加わって市財政は、いよいよ窮乏になり、こうした投資的経費に一般財源から回せる額が小さくなりました。

大体、6億円ぐらいが、こうした市の財源ですが、ご存知のように児童・生徒の急増による学校の新設、校舎・教室の増築、整備などの教育費に大部分が回り、また道路改良・整備、開発に伴う土地需要などがめぐる押して、まちなを住みよくするため、の現実的な都市計画事業費に支出できる額はわずか2億円程度しかありません。

汚水管1メートルの埋設費に26万円かかります

さんの家庭のトイレも水洗化できるよりに1と48年度から着手しました公共下水道事業も、汚水管線パイプの埋設工事に1日当たり建設費が約26万円もかかる現在、一般会計から支

出できる事業費だけに頼っていたのでは、「全市水洗化」の時期も、計画よりは相当遅れるおそれが出てきました。

そこで、52年度からは公共下水道や幹線になる街路、公園などの都市

「住みよいまち」づくりに重点投資して

1年でも早く、水洗化へ

市内の14市がすでに課税

問い 他の都市も財政状態は春日市と同じだと思えますが、その状況がわかればお話しください。

おこたえ 現在、全国の自治体が金づまり、いわゆる財政の硬直化に伴って、自主財源を強化するための新しい財源探しに懸命です。

そして、法人市民税の超過課税とか、固定資産税の税率引き上げや都市計画税の創設、あるいは観光都市では別荘税、入湯税などといった新税の創設等々、税負担問題に目を向けています。この中で50年4月1日現在、都市計画税をすでに課税している市が479市(74・5%)また固定資産税の税率をアップしている

計画事業にだけ振り向けられる「都市計画税」をお願いして、集中的、重点的に公共下水道などの事業を進め、1年でも早く完成させようというわけです。

ところの市を含めると、558市(86・8%)で福岡県の20市では福岡、北九州のほか筑紫野など14市がすでに課税し、他市も検討中です。

問い 「都市計画税」は52年度から、新しく課税される考えのようですが、その性格と目的について、もう少し詳しく話してください。

おこたえ まず、市や町村が課税できる税に2つの性格のものがあります。1つは、その税収を一般財源として使用する普通税で、市民税とか固定資産税などがこれに当たります。あとの1つは目的税で、市町村が行う特定事業の費用にだけ充てるために使い、財源を目的として課税するものです。

国民健康保険税や入湯税などがあ

り、都市計画税も、この目的税の一つです。

従って「都市計画税」は、前にも説明いたしましたように、都市計画法にもとづいて行われる街路事業や都市公園の設置や公共下水道事業、

市内の土地・家屋が課税の対象になります

問い 「都市計画税」というのは、何に対して税金をかけるのですか。

所有者に事業費の

一部負担をお願いします

上がる家や土地の利用価値

おこたえ 課税の対象になるのは、都市計画の市街化区域内にある土地または家屋で、春日市の場合、市内のほぼ全域が市街化区域になっていますので、全域が課税区域になります。

都市計画区域内の土地または家屋は、都市計画事業の施行により、一般的に利用価値の向上、価格等の上昇等が伴いますので、これらの利益や恩恵を将来受けられると考えられる土地または家屋の所有者に対し

あるいは土地区画整理法にもとづいて行われる土地区画整理事業などの都市基盤整備に要する費用に充てるため課税されるもので、法律（地方税法）で課税について規定されています。

て、都市計画事業に要する費用の一部を負担していただく、との考えから課せられるもので、固定資産税の納税者と同じであるということになり、税率は土地・家屋の課税標準額の100分の0・2になっています。

約1億3千万円

都市計画税の52年度見込み額

問い それで、春日市の場合、この税率はどれ位を見込んでいるのですか。同時にその使い方も説明ください。

事業費は10倍に

おこたえ 52年度で1億3千万円ぐらいを見込んでいます。この額だけでは膨大な都市計画事業費は賅えませんが、これだけの自主財源があれば国および県の補助が得られ、ま

た記憶も認められるなどして事業種目によって違いますが、約10倍の15億円近い事業が施行できるようになります。

都市計画税の各事業費への配分は、その4割を公共下水道へ、6割を公園・街路・区画整理事業などに向け、総事業費の比率に応じて案分することになっています。

ここで、市の都市計画事業の各所要事業費と計画年次を表にしますと次のとおりで、総事業費に大体、410億円の巨額を要します。

春日市都市計画事業の内容

事業種目	計画年数	総事業費
公共下水道	48年から15年間	約165億円
公園	49年から19年間	約110億円
街路	49年から25年間	約86億円
区画整理	49年から9年間	約49億円
合計		約410億円



県の流域下水道工事は進んでいます（大和町で）

市民の生活にどう響く?

問い 都市計画税が賦課されて、私たちが市民の生活に、どのような形で影響が出てくるものでしょうか。また、春日市の将来についても知っておきたいのですが。

15年目標で全市域の「水洗化」へ

おこたえ 公共下水道・都市公園・街路・土地区画整理などの都市計画事業を膨大な事業費を投じてすすめるのですから、時間はちよっとかかりますが市民生活は、より「快適」になることは間違いありません。

まず、都市の文化バロメーターといわれる公共下水道について申し上げますと、その都市普及率が欧米で70〜90%、わが国はズッと低く23%、本市の場合は弥永地区だけなので1・3%といった低さです。

本市の公共下水道管の本管になる県の流域下水道工事は、本市内の下水道管理費もほとんど進み、福岡市那珂にできた終末処理場は一部が稼働しています。しかし、これと並行して48年から始めた本市の下水道事業は、学校の新・増設、道路整備、上水道、福祉などの諸施設を整え、

入るだけで手いっぱいなのも限られた財源の中では、計画どおりに進んでおりません。現在、施工中の桜ヶ丘地区が55年にやっと水洗化できる見込みですが、都市計画税を投入した場合、各地区の下水道工事が早

まり、雨水が路上にあふれたり、浸水被害を出すことなども防げるし、また他地区の水洗化もグンと早まり、15年後には市内全域が水洗化区域になる計画です。

問い せまい道路でも大車がよみ、子どもの通学にも不安で気が休まりませんが、道路の計画もありませんか。

東西・南北に9路線

おこたえ 市内の車の交通量も急激にふえ、県道5号線(福岡-筑紫野線)の1日の交通量は3万2500台とパンク寸前の状態で、他の主要道路も同じ姿です。従ってこれらの車が、私たちが日頃使っています生活道路にも進入してきました。排ガス公害や交通事故の危険を防ぐためにも幅員の広い、ゆったりした都

市計画街路が必要なわけです。

そこで、市内を東西に5本、南北に4本、合計9路線の建設計画をたて、49年度から一部、着手してまいります。県道5号線の横バイ状態を緩和するため業院-本宰府線の街路整備がとくに急がれるわけで、9路線の総延長は2万が、86億円の事業費が必要で、74年までに完成予定です。

児童公園も27カ所に

次に公園事業について申し上げます。

現在、市の緑地・公園面積は市民1人当り1・1平方がしかありませんので、67年までに児童公園27カ所

のほか近隣公園、風致公園など87万4千平方を100億円の事業費を投じて整備する計画です。狭い市域に人口が増加し住宅化のテンポがはやいので、コンクリートとアスファルトに覆われていく味気ない町に自然を残し、そして子どもの安全な遊び場所、非常災害のときの避難広場も兼ねた公園づくりが必要です。

土地区画整理事業は道路や公園、上・下水道など公共施設を最も効果的、有機的に仕上げるためには欠かせず、春日地区など既成市街地の有効的な土地利用をはかり、また再開発も積極的に進めなければなりません。



こんな道路だったら通学も安心です
(自転車道もかわたベース通りの歩道)

白水大池公園の整備工事が終わりました

おかれていた「白水大池公園」の整備工事は、11月末までに、すっかり終わりました。公園内の便所もでき、公園への道も一応整備されて公園の下まで車で行けるようになりました。この公園は、市がこの公園の所有者のご好意により借り受けて整備したのですが、こんな公園が市内に少なとも数ヶ所は欲しいですね。



いちばん気になる税額

新しい都市計画事業が行われ、市の機能が高まって「住みよい町」になるだろうということは一応考えられますが、私たち納税者が一ばん気になることは、税金がどれくらいになるだろうか、ということですね。春日市の平均的な数字をあげて、算出方法を説明していただきます。

おこたえ では計算に入る前に、51年度の評価替えに伴う法律改正がありましたので、簡単に説明いた

年額平均は8千710円
都市計画税の算出はこうして

します。固定資産税で、すでにご承知のことと思いますが、51年度は評価替えのため評価額が変わりました。その結果、51年度の価格は50年度の価格の平均1.28倍となっております。

本来、都市計画税は、その土地・家屋の価格に対して課税するもので

すが、そうなりますと、税の負担が急に増加しますので、価格の上昇率に応じて徐々に税負担を引き上げ、

都市計画税の計算のしかた

1万円×250㎡=250万円……………51年度の土地の価格
7,800円×250㎡=195万円……………50年度の土地の価格
250万円(51年度価格)÷195万円(50年度価格)=1.28倍
この結果、負担調整率は1.1となります。
195万円(50年度課税標準額)×1.1=214万5,000円(51年度課税標準額)
214万5,000円(51年度課税標準額)×1.1=235万9,500円(52年度課税標準額)
235万9,500円(52年度課税標準額)×1.1=259万5,450円……………となりますが価格の250万円を超えることになるため、53年度の課税標準額は250万円になります。
そこで52年度の都市計画税は
250万円(土地課税標準額)+200万円(家屋課税標準額)
=450万円× $\frac{0.2}{100}$ (税率)=8,710円となります。

53年度までに、本来の価格に対して課税した場合の税負担に近づけようという方法が取られます。

具体的には申し上げますと

▽51年度価格÷50年度価格=1.1・3

倍以下のものは負担調整率が1・3

1

▽同じく1・3倍を超え1・7倍以下

下のものは同1・2

▽同じく1・7倍を超えるものは同

1・3となります。

春日市の平均的な土地の面積は2

50平方メートルで、1㎡当り価格は51年

度で、平均1万円です。50年度の平

均価格は1㎡当り7千800円です

た。家屋は比較的新しいもので20

0万円位が平均でしょう。上に計算

方法を掲げましたので、ご覧ください

い。

● 本号についてのお問い合わせは

この特集号の内幕について、お尋ねになりたい方は

(都市計画・同事業については)

市役所(電話301-1131)の

都市計画課……………内線51番

(都市計画税については)

税務課……………内線37番

にお問い合わせください。